

桑名市告示第90号

桑名市商工、労働関係補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月25日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市商工、労働関係補助金交付要綱の一部を改正する告示

桑名市商工、労働関係補助金交付要綱(平成16年桑名市告示第112号)の一部を次のように改正する。

別表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、同表7の項中「桑名市商店街連合会補助金」を「桑名市商店連合会補助金」に、「桑名市商店街連合会等」を「桑名市商店連合会等」に、「桑名市商店街連合会・同青年部」を「桑名市商店連合会・同青年部」に改め、同項を同表6の項とし、同表中8の項を7の項とし、9の項から13の項までを1項ずつ繰り上げ、同表14の項中「かかる」を「係る」に改め、同項を同表13の項とし、同表15の項を同表14の項とし、同表16の項中「かかる」を「係る」に改め、同項を同表15の項とし、同表中17の項を16の項とし、18の項を17の項とし、19の項を18の項とし、同表に次のように加える。

19	桑名市人材確保支援事業補助金	市内中小企業等の安定的な人材確保の支援	次に掲げる事業の全部又は一部に要する経費 1 市内中小企業等に対する人材確保支援事業 2 その他目的達成に必要な事業	予算の定める範囲内	桑名商工会議所
----	----------------	---------------------	--	-----------	---------

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。